

## 計算書類に対する注記

社会福祉法人なにわの里  
(法人全体)

### 2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品 定額法
- (2) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金 当年度大阪民間社会福祉事業従事者共済会退職金掛金残高を計上
  - ・役員退職慰労引当金 常勤専従役員の退職金相当額を見積もり計上
  - ・賞与引当金 次年度夏季賞与額及び社会保険料事業主負担分を見積もり計上

### 4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済事業
- ・大阪民間社会福祉事業従事者共済会 退職金給付事業

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ライフサポートなにわ拠点(社会福祉事業)

法人本部

ライフサポートなにわ(施設入所支援)

ライフサポートなにわ(生活介護)

ライフサポートなにわ(短期入所)

ライフサポートなにわ(日中一時支援)

ホームなすび(共同生活援助)

きっずサポートなにわ(児童発達支援)

きっずサポートなにわ(障害児相談支援)

きっずサポートなにわ(保育所等訪問支援)

きっずサポートなにわ(柏原市発達障害児等支援事業)

きっずサポートなにわ(柏原市幼児療育教室に係る発達検査等実施業務)

なにわの里 地域相談・連携室(特定相談支援)

なにわの里 地域相談・連携室(障害児相談支援)

なにわの里 地域相談・連携室(柏原市障害児相談支援センター運営事業)

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	184,560,985	0	0	184,560,985
建物	183,838,168	0	7,611,106	176,227,062
合 計	368,399,153	0	7,611,106	360,788,047

### 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 8. 担保に供している資産

該当なし

## 計算書類に対する注記

社会福祉法人なにわの里  
(法人全体)

## 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	184,560,985	0	184,560,985
建物（基本財産）	623,596,164	447,369,102	176,227,062
建物	57,667,296	44,023,889	13,643,407
構築物	11,880,857	10,179,085	1,701,772
車両運搬具	20,932,630	19,968,554	964,076
器具及び備品	49,090,361	40,770,749	8,319,612
権利	74,984	0	74,984
無形固定資産	5,523,485	5,226,485	297,000
退職給付引当資産	26,390,482	0	26,390,482
設備更新積立資産	23,000,000	0	23,000,000
設備整備積立資産	237,641,000	0	237,641,000
差入保証金	5,688,700	0	5,688,700
長期前払費用	1,151,017	0	1,151,017
リサイクル預託金	82,410	0	82,410
合 計	1,247,280,371	567,537,864	679,742,507

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	78,261,902	0	78,261,902
未収金	786,083	0	786,083
未収補助金	10,024,643	0	10,024,643
立替金	956,629	0	956,629
合 計	90,029,257	0	90,029,257

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし13. 重要な偶発債務  
該当なし14. 重要な後発事象  
該当なし15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け  
該当なし16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかに  
するために必要な事項  
該当なし